

## 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会設置要綱

（平成28年5月24日教育長決裁）

## （設置）

第1条 子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境をつくることを目的として策定した仙台市子ども読書活動推進計画について、その第三次計画（以下「第三次計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、第三次計画に係る次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための方策
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備
- (3) その他子どもの読書活動全般にかかる事項

## （構成）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関する識見を有する者

3 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第三次計画の策定の日までとする。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち教育長が指名する者が委員長の職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第三次計画の策定の日限り、その効力を失う。